

議案第 56 号

三田市高平ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

三田市高平ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 22 年 6 月 25 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

## 三田市条例第 号

### 三田市高平ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例

三田市高平ふるさと交流センター条例（平成6年三田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「センター又はその附属設備」を「センターの施設その他の附属設備（以下「施設等」という。）」に改める。

第6条第2号中「施設その他附属設備等」を「施設等」に改める。

第15条第1項中「施設又は附属設備」を「施設等」に改める。

第16条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第16条の2 センターの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) センターの利用の許可に関する業務

(2) センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務

(3) センターの施設等の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第4条の2から前条まで及び別表の規定の適用については、別に定めるものを除き、これらの規定中「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とある（第15条を除く。）のは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第4条の2中「市長が」とあるのは「指定管理者は」と、「この限りでない」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更することができる」と、第4条の3各号列記以外の部分中「認めるときは、休所日」とあるのは「認めるときは、市長の承認を得て、休所日」と、第8条中「市長は、規則」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」と、第9条中「規則」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」と、第10条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」とする。

(利用料金)

第16条の3 前条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、市長は、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項から付則第17項までの規定は、公布の日から施行する。

(三田市青野ダム記念館条例の一部改正)

2 三田市青野ダム記念館条例（昭和62年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の2及び第3条の3を削る。

第3条の4中「指定管理者」を「市長」に改め、「市長の承認を得て」を削り、同条を第3条の2とする。

第3条の5各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に改め、「市長の承認を得て」を削り、同条を第3条の3とする。

第4条第1項各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に改め、同項第2号中「施設等」を「記念館の施設その他の附属設備（以下「施設等」という。）」に改め、同条第2項、第5条各号列記以外の部分、第7条及び第9条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第9条の2 記念館の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により記念館の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 記念館の入館の許可に関する業務

(2) 記念館の施設等の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合に

おける第3条の2から第5条まで、第7条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条の2中「これを変更する」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更する」と、第3条の3各号列記以外の部分中「休館日を変更し」とあるのは「市長の承認を得て休館日を変更し」とする。

(三田市聖苑条例の一部改正)

- 3 三田市聖苑条例（昭和62年三田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「次に」を「次の各号に」に改める。

第11条第1項中「第4条の規定にかかわらず、市長は、聖苑」を「前条第1項の規定により聖苑」に改め、「あつては」の次に「、市長は」を加える。

(三田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 4 三田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成元年三田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が市長の承認を得て」を「市長が」に改める。

第3条の2及び第3条の3を削る。

第3条の4中「指定管理者」を「市長」に改め、「市長の承認を得て」を削り、同条を第3条の2とする。

第4条中「指定管理者」を「市長」に改める。

第9条中「及び指定管理者」を削る。

第10条中「指定管理者」を「市長」に改め、「あらかじめ市長の承認を得て」を削る。

第11条第2号中「施設等」を「駐車場の施設その他の附属設備（以下「施設等」という。）」に改め、同条第6号中「指定管理者」を「市長」に改める。

第12条第1項中「駐車場の施設又は附属設備」を「施設等」に改める。

第13条（見出しを含む。）中「及び指定管理者」を削る。

第14条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第14条の2 駐車場の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 駐車場の使用の許可に関する業務

(2) 駐車場の施設等の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第3条から第4条まで、第9条から第11条まで、第13条、前条及び別表第2の規定の適用については、別に定めるものを除き、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条第4号中「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て」と、第3条の2中「使用時間及び休業日を変更し」とあるのは「市長の承認を得て使用時間及び休業日を変更し」と、第9条第1項各号列記以外の部分中「市長は」とあるのは「市長及び指定管理者は」と、同条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、第10条中「駐車場の全部」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て駐車場の全部」と、第13条の見出し中「市の」とあるのは「市及び指定管理者の」と、同条各号列記以外の部分中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、別表第2備考第4項中「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て」とする。別表第2備考第4項中「指定管理者が市長の承認を得て」を「市長が」に改める。

(三田市都市公園条例の一部改正)

5 三田市都市公園条例（平成2年三田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第30条の2各号列記以外の部分中「指定管理者」を「前条の規定により有料公園の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者」に改める。

第30条の3第1項を次のように改める。

第30条の規定により有料公園の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

第30条の3第3項を次のように改める。

3 有料施設を利用しようとする者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

(三田市野外活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

6 三田市野外活動センターの設置及び管理に関する条例（平成2年三田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第4条の2を削る。

第4条の3の見出し中「利用時間」を「使用時間」に改め、同条中「利用時間」を「使用時間」に、「指定管理者」を「市長」に改め、「市長の承認を得て」を削り、同条を第4条とする。

第4条の4の見出し及び同条各号列記以外の部分中「利用」を「使用」に改め、同条第3号中「指定管理者」を「市長」に改め、「市長の承認を得て」を削り、同条を第4条の2とする。

第5条の見出しを「(使用の許可)」に改め、同条第1項中「利用しよう」を「使用しよう」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「市長」に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に改め、同項第2号中「施設等」を「施設その他の附属設備（以下「施設等」という。）」に改め、同項第4号及び同条第2項中「利用」を「使用」に改める。

第7条の見出しを「(使用料)」に改め、同条第1項中「利用の」を「使用の」に、「利用者」を「使用者」に、「利用料金」を「使用料」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項を削る。

第7条の2を削る。

第8条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「利用料金」を「使用料」に、「指定管理者」を「市長」に改める。

第9条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「指定管理者」を「市長」に、「利用料金」を「使用料」に改める。

第10条の見出し中「利用許可」を「使用許可」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に、「利用者」を「使用者」に、「利用を」を「使用を」に、「利用の」を「使用の」に改め、同項第2号中「利用許可条件及び利用目的」を「使用許可条件及び使用目的」に改め、同条第2項中「利用者」を「使用者」に改め、「及び指定管理者」を削る。

第11条の見出し中「利用者」を「使用者」に改め、同条中「利用者」を「使用者」に、「指定管理者」を「市長」に、「もって利用」を「もって使用」に改め

る。

第11条の2中「指定管理者」を「市長」に、「利用を」を「使用を」に、「利用者」を「使用者」に改める。

第11条の3中「利用者」を「使用者」に、「利用しよう」を「使用しよう」に、「指定管理者」を「市長」に改める。

第12条中「利用者」を「使用者」に、「利用が」を「使用が」に、「利用を」を「使用を」に、「利用の」を「使用の」に改める。

第13条中「利用者」を「使用者」に改める。

第14条の見出し中「利用権」を「使用权」に改め、同条中「利用者」を「使用者」に、「利用の」を「使用の」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

第14条の2 野外活動センターの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により野外活動センターの管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 野外活動センターの利用の許可に関する業務

(2) 野外活動センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務

(3) 野外活動センターの施設等の維持管理に関する業務

(4) 第3条に規定する事業の実施に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第4条から前条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とある（第13条を除く。）のは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第4条中「臨時に」とあるのは「市長の承認を得て臨時に」と、「午後9時まで延長」とあるのは「市長の承認を得て午後9時まで延長」と、「翌日の午後5時まで延長」とあるのは「市長の承認を得て翌日の午後5時まで延長」と、第4条の2第3号中「相当と」とあるのは「市長の承認を得て相当と」と、第8条及び第9条中「市長は、規則」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」と、第10条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、別表備考第2項

中「別に」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て別に」とする。

(利用料金)

第14条の3 前条第1項の規定により野外活動センターの管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、市長は、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

別表中「利用時間」を「使用時間」に、「利用料金」を「使用料」に、「利用する」を「使用する」に、「指定管理者」を「市長」に改め、「あらかじめ市長の承認を得て」を削る。

(三田市心道会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

7 三田市心道会館の設置及び管理に関する条例（平成3年三田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条の2及び第3条の3を削る。

第3条の4の見出しを「(使用時間)」に改め、同条中「利用時間」を「使用時間」に、「指定管理者」を「市長」に改め、「市長の承認を得て」を削り、同条を第3条の2とする。

第3条の5各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に改め、「市長の承認を得て」を削り、同条を第3条の3とする。

第4条の見出しを「(使用の許可)」に改め、同条第1項中「利用しよう」を「使用しよう」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「市長」に、「利用に」を「使用に」に改める。

第5条の見出しを「(使用の制限)」に改め、同条各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2号中「施設等」を「会館の施設その他の附属設備（以下「施設等」という。）」に改める。

第6条の見出しを「(使用料)」に改め、同条第1項中「利用の」を「使用の」に、「利用者」を「使用者」に、「利用料金」を「使用料」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項を削る。

第6条の2を削る。

第7条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「指定管理者」を「市長」に改め、「あらかじめ市長の承認を得て」を削り、「利用料金」を「使用



料」に改める。

第8条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「利用料金」を「使用料」に、「指定管理者」を「市長」に改め、「あらかじめ市長の承認を得て」を削る。

第9条の見出し中「利用許可」を「使用許可」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に、「利用者」を「使用者」に、「利用を」を「使用を」に、「利用の」を「使用の」に改め、同項第2号中「利用の」を「使用の」に改め、同項第3号中「利用許可」を「使用許可」に改め、同条第2項中「利用者」を「使用者」に改め、「及び指定管理者」を削る。

第10条の見出し中「利用権」を「使用権」に改め、同条中「利用者」を「使用者」に、「利用する」を「使用する」に、「利用の」を「使用の」に改める。

第11条の見出し中「利用者」を「使用者」に改め、同条第1項中「利用者」を「使用者」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「利用者」を「使用者」に、「利用を」を「使用を」に、「利用の」を「使用の」に改める。

第12条中「利用者」を「使用者」に改める。

第13条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

第13条の2 会館の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 会館の利用の許可に関する業務

(2) 会館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務

(3) 会館の施設等の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第3条の2から前条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とある(第12条を除く。)のは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第3条の2中「これを変更する」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更する」と、第3条の3各号列記以外の部分中「休館日を変更し」とあるのは「市長の承認を得て休館

日を変更し」と、第7条中「別に」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て別に」と、第8条中「市長は、規則」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」と、第9条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」とする。

(利用料金)

第13条の3 前条第1項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、市長は、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

別表中「利用料金」を「使用料」に、「利用者」を「使用者」に、「利用する」を「使用する」に、「利用時間」を「使用時間」に改める。

(三田市歴史資料収蔵センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

8 三田市歴史資料収蔵センターの設置及び管理に関する条例（平成7年三田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条の2及び第3条の3を削る。

第3条の4中「指定管理者」を「市長」に改め、「市長の承認を得て」を削り、同条を第3条の2とする。

第3条の5中「指定管理者」を「市長」に改め、「市長の承認を得て」を削り、同条を第3条の3とする。

第3条の6各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2号中「施設等」を「センターの施設その他の附属設備（以下「施設等」という。）」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第4条の2 センターの管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) センターの利用に関する業務

(2) センターの施設等の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第3条の2から第3条の4までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条の2中「これを変更する」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更する」と、第3条の3中「休館日を変更し」とあるのは「市長の承認を得て休館日を変更し」とする。

(三田市総合福祉保健センター条例の一部改正)

9 三田市総合福祉保健センター条例（平成7年三田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条の2及び第3条の3を削る。

第3条の4第2項中「指定管理者」を「市長」に改め、「市長の承認を得て」を削り、同条を第3条の2とする。

第3条の5第2項中「指定管理者」を「市長」に改め、「市長の承認を得て」を削り、同条を第3条の3とする。

第4条及び第5条各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第3号中「施設等」を「センターの施設その他の附属設備（以下「施設等」という。）」に改める。

第9条第1項各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「及び指定管理者」を削る。

第11条第1項、第13条及び第14条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第14条の2 センターの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) センターの使用の許可に関する業務

(2) センターの施設等の維持管理に関する業務

(3) 第3条第1項第3号から第5号までに掲げる施設の運営に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合に

における第3条の2から第5条まで、第9条、第11条、第13条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条の2第2項及び第3条の3第2項中「前項」とあるのは「市長の承認を得て前項」と、第9条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」とする。

(三田市障害児療育センター条例の一部改正)

10 三田市障害児療育センター条例（平成9年三田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条及び第6条を次のように改める。

第5条及び第6条 削除

第7条及び第8条各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に改め、「市長の承認を得て」を削る。

第9条第1項中「施設等」を「センターの施設その他の附属設備（以下「施設等」という。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第9条の2 センターの管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) センターの利用の許可に関する業務

(2) センターの施設等の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第7条及び第8条の規定の適用については、第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「これを変更する」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更する」と、第8条各号列記以外の部分中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「休所日を変更し」とあるのは「市長の承認を得て休所日を変更し」とする。

(三田市新三田駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

11 三田市新三田駅前駐車場の設置及び管理に関する条例（平成10年三田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条の2及び第3条の3を削る。

第3条の4中「指定管理者」を「市長」に改め、「市長の承認を得て」を削り、同条を第3条の2とする。

第4条第1項及び第2項各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に改め、同項第2号中「施設等」を「駐車場の施設その他の附属設備（以下「施設等」という。）」に改める。

第5条中「及び指定管理者」を削る。

第10条第1項中「指定管理者」を「市長」に改め、「あらかじめ市長の承認を得て」を削る。

第11条第1号及び第12条第3項中「及び指定管理者」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第12条の2 駐車場の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 駐車場の利用の許可に関する業務

(2) 駐車場の施設等の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第3条の2、第4条、第5条及び第10条から前条までの規定の適用については、別に定めるものを除き、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条の2中「これを変更する」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更する」と、第5条第1項各号列記以外の部分中「市長は」とあるのは「市長及び指定管理者は」と、同条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、第10条第1項中「駐車場の全部」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て駐車場の全部」と、第11条第1号中「市長の」とあるのは「市長及び指定管理者の」と、前条第3項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」とする。

（三田市淡路風車<sup>かぜ</sup>の丘条例の一部改正）

12 三田市淡路風車<sup>かぜ</sup>の丘条例（平成12年三田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条の2及び第3条の3を削る。

第3条の4の見出しを「(使用時間)」に改め、同条中「利用できる」を「使用できる」に、「指定管理者」を「市長」に改め、「市長の承認を得て」を削り、同条を第3条の2とする。

第3条の5各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に改め、「市長の承認を得て」を削り、同条を第3条の3とする。

第4条の見出しを「(使用の許可)」に改め、同条第1項中「利用しよう」を「使用しよう」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「市長」に、「利用に」を「使用に」に改める。

第5条の見出しを「(使用の制限)」に改め、同条各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に、「利用を」を「使用を」に改め、同条第2号中「施設等」を「風車の丘の施設その他の附属設備（以下「施設等」という。）」に改める。

第6条の見出しを「(使用料)」に改め、同条第1項中「利用の」を「使用の」に、「利用者」を「使用者」に、「利用料金」を「使用料」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項を削る。

第6条の2を削る。

第7条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「指定管理者」を「市長」に改め、「あらかじめ市長の承認を得て」を削り、「利用料金」を「使用料」に改める。

第8条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「利用料金」を「使用料」に、「指定管理者」を「市長」に改め、「あらかじめ市長の承認を得て」を削る。

第9条の見出し中「利用許可」を「使用許可」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に、「利用者」を「使用者」に、「利用条件」を「使用条件」に、「利用を」を「使用を」に改め、同項第2号及び第3号中「利用の」を「使用の」に改め、同条第2項中「及び指定管理者」を削り、「利用者」を「使用者」に改める。

第10条第6号中「指定管理者」を「市長」に改める。

第11条中「指定管理者」を「市長」に、「利用を」を「使用を」に、「利用者」を「使用者」に改める。

第12条中「利用者」を「使用者」に、「利用しよう」を「使用しよう」に、「指

定管理者」を「市長」に改める。

第13条の見出し中「利用権」を「使用権」に改め、同条中「利用者」を「使用者」に、「利用する」を「使用する」に、「利用の」を「使用の」に改める。

第14条の見出し中「利用者」を「使用者」に改め、同条第1項中「利用者」を「使用者」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「利用者」を「使用者」に、「利用を」を「使用を」に、「利用の」を「使用の」に改める。

第15条中「利用者」を「使用者」に改める。

第16条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

第16条の2 風車<sup>かぜ</sup>の丘の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により風車<sup>かぜ</sup>の丘の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 風車<sup>かぜ</sup>の丘の利用の許可に関する業務

(2) 風車<sup>かぜ</sup>の丘の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務

(3) 風車<sup>かぜ</sup>の丘の施設等の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第3条の2から前条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とある（第15条を除く。）のは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第3条の2中「これを変更する」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更する」と、第3条の3各号列記以外の部分中「休所日を変更し」とあるのは「市長の承認を得て休所日を変更し」と、第7条中「公益上必要」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て公益上必要」と、第8条中「市長は、規則」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」と、第9条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」とする。

(利用料金)

第16条の3 前条第1項の規定により風車<sup>かぜ</sup>の丘の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、市長は、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させ

ることができる。

2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

別表中「利用料金」を「使用料」に、「利用する」を「使用する」に改める。

(三田市有馬富士自然学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

1 3 三田市有馬富士自然学習センターの設置及び管理に関する条例（平成12年三田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条の2及び第3条の3を削る。

第3条の4第2項中「指定管理者」を「市長」に改め、「市長の承認を得て」を削り、同条を第3条の2とする。

第3条の5第2項中「指定管理者」を「市長」に改め、「市長の承認を得て」を削り、同条を第3条の3とする。

第4条の見出しを「(使用の許可)」に改め、同条第1項中「利用しよう」を「利用しよう」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「市長」に、「利用に」を「使用に」に改める。

第5条の見出しを「(使用の制限)」に改め、同条各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に、「利用を」を「使用を」に改め、同条第2号中「施設等」を「施設その他の附属設備（以下「施設等」という。）」に改め、同条第4号中「利用する」を「使用する」に改める。

第6条の見出しを「(使用料)」に改め、同条第1項中「利用許可」を「使用許可」に、「利用者」を「使用者」に、「利用料金」を「使用料」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項を削る。

第6条の2を削る。

第7条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「利用料金」を「使用料」に、「指定管理者」を「市長」に改める。

第8条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「指定管理者」を「市長」に、「利用料金」を「使用料」に改める。

第9条の見出し中「利用許可」を「使用許可」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に、「利用者」を「使用者」に、「利用を」を「使用を」に、「利用の」を「使用の」に改め、同項第2号中「利用の」を「使用の」に改め、同項第3号中「利用の」を「使用の」に、「利用目的」を「使用目



的」に改め、同条第2項中「利用者」を「使用者」に改め、「及び指定管理者」を削る。

第10条第1号中「利用」を「使用」に改める。

第11条中「指定管理者」を「市長」に、「利用を」を「使用を」に、「利用者」を「使用者」に改める。

第12条の見出し中「利用者」を「使用者」に改め、同条中「利用者」を「使用者」に、「指定管理者」を「市長」に、「もって利用」を「もって使用」に改める。

第13条中「利用者」を「使用者」に、「利用を」を「使用を」に、「利用の」を「使用の」に改める。

第14条中「利用者」を「使用者」に改める。

第15条の見出し中「利用権」を「使用権」に改め、同条中「利用者」を「使用者」に、「利用する」を「使用する」に、「利用の」を「使用の」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

第15条の2 自然学習センターの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により自然学習センターの管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 自然学習センターの利用の許可に関する業務

(2) 自然学習センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務

(3) 自然学習センターの施設等の維持管理に関する業務

(4) 第3条に規定する事業の実施に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第3条の2から前条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「市長」とある(第14条を除く。)のは「指定管理者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第3条の2第2項及び第3条の3第2項中「、同項」とあるのは「、市長の承認を得て同項」と、第7条及び第8条中「市長は、規則」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ

市長の承認を得て規則」と、第9条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」とする。

(利用料金)

第15条の3 前条第1項の規定により自然学習センターの管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、市長は、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

別表中「利用料金」を「使用料」に、「利用する」を「使用する」に改める。

(三田市旧九鬼家住宅資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

14 三田市旧九鬼家住宅資料館の設置及び管理に関する条例(平成13年三田市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第3条の2及び第3条の3を削る。

第3条の4第2項中「指定管理者」を「市長」に改め、「市長の承認を得て」を削り、同条を第3条の2とする。

第3条の5中「指定管理者」を「市長」に改め、「市長の承認を得て」を削り、同条を第3条の3とする。

第4条第1項各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に改め、同項第2号中「施設等」を「旧九鬼家住宅資料館の施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)」に改め、同条第2項、第5条各号列記以外の部分及び第6条の2第1項各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「及び指定管理者」を削る。

第8条中「指定管理者」を「市長」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第9条の2 旧九鬼家住宅資料館の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により旧九鬼家住宅資料館の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 旧九鬼家住宅資料館の入館の許可に関する業務

(2) 旧九鬼家住宅資料館の施設等の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第3条の2から第5条まで、第6条の2及び第8条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条の2第2項中「前項に規定する」とあるのは「市長の承認を得て前項に規定する」と、第3条の3中「開館時間を」とあるのは「市長の承認を得て開館時間を」と、第6条の2第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」とする。

(三田市三輪明神窯史跡園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

15 三田市三輪明神窯史跡園の設置及び管理に関する条例（平成15年三田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条の2及び第3条の3を削る。

第3条の4中「指定管理者」を「市長」に改め、「市長の承認を得て」を削り、同条を第3条の2とする。

第3条の5各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に改め、「市長の承認を得て」を削り、同条を第3条の3とする。

第4条中「指定管理者」を「市長」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2号中「施設等」を「史跡園の施設その他の附属設備（以下「施設等」という。）」に改める。

第7条第1項各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「及び指定管理者」を削る。

第9条及び第11条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第11条の2 史跡園の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により史跡園の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 史跡園の入園の許可に関する業務

(2) 史跡園の施設等の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第3条の2から第5条まで、第7条、第9条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条の2中「これを変更する」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更する」と、第3条の3各号列記以外の部分中「休園日を変更し」とあるのは「市長の承認を得て休園日を変更し」と、第7条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」とする。

(三田市藍本駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

16 三田市藍本駅前駐車場の設置及び管理に関する条例（平成17年三田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条の2及び第3条の3を削る。

第3条の4中「指定管理者」を「市長」に改め、「市長の承認を得て」を削り、同条を第3条の2とする。

第4条第1項及び第2項各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に改め、同項第2号中「施設等」を「駐車場の施設その他の附属設備（以下「施設等」という。）」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「及び指定管理者」を削る。

第10条中「指定管理者」を「市長」に改め、「あらかじめ市長の承認を得て」を削る。

第11条第1号中「指定管理者」を「市長」に改める。

第12条第3項中「及び指定管理者」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第12条の2 駐車場の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 駐車場の使用の許可に関する業務

(2) 駐車場の施設等の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合に

における第3条の2から第5条まで、第10条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条の2中「これを変更する」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更する」と、第5条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、第10条中「駐車場の全部」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て駐車場の全部」と、前条第3項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」とする。

(三田市総合文化センター条例の一部改正)

17 三田市総合文化センター条例（平成17年三田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条から第6条までを次のように改める。

第4条から第6条まで 削除

第7条及び第8条中「指定管理者」を「市長」に改め、「市長の承認を得て」を削る。

第9条の見出しを「(使用期間)」に改め、同条中「施設等」を「施設その他の附属設備（以下「施設等」という。）」に、「利用する」を「使用する」に、「指定管理者」を「市長」に改め、「市長の承認を得て」を削る。

第10条の見出しを「(使用の許可)」に改め、同条第1項中「利用しよう」を「使用しよう」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「市長」に、「利用に」を「使用に」に改める。

第11条の見出しを「(使用の制限)」に改め、同条各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に、「利用を」を「使用を」に改める。

第12条の見出しを「(使用料)」に改め、同条第1項中「利用の」を「使用の」に、「利用者」を「使用者」に、「利用料金」を「使用料」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「利用料金」を「使用料」に、「指定管理者」を「市長」に改める。

第15条の見出し中「利用許可」を「使用許可」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に、「利用条件」を「使用条件」に、「利用を」を「使用を」に改め、同項第1号中「利用者」を「使用者」に、「指定管理

者」を「市長」に改め、同項第2号及び第3号中「利用者」を「使用者」に、「利用の」を「使用の」に改め、同条第2項中「及び指定管理者」を削り、「利用者」を「使用者」に改める。

第16条第6号中「指定管理者」を「市長」に改める。

第17条中「指定管理者」を「市長」に、「利用を」を「使用を」に、「利用者」を「使用者」に改める。

第18条及び第19条中「利用者」を「使用者」に、「指定管理者」を「市長」に改める。

第20条の見出し中「利用権」を「使用権」に改め、同条中「利用者」を「使用者」に、「利用する」を「使用する」に、「利用の」を「使用の」に改める。

第21条の見出し中「利用者」を「使用者」に改め、同条第1項中「利用者」を「使用者」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「利用者」を「使用者」に、「利用を」を「使用を」に、「利用の」を「使用の」に改める。

第22条中「利用者」を「使用者」に改め、同条の次に次の3条を加える。

(指定管理者による管理)

第22条の2 文化センターの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により文化センターの管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 文化センターの利用の許可に関する業務

(2) 文化センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務

(3) 文化センターの施設等の維持管理に関する業務

(4) 第3条に規定する事業の実施に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第7条から第12条まで、第14条から前条まで、別表第1及び別表第2の規定の適用については、これらの規定中「市長」とある（第22条を除く。）のは「指定管理者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第7条中「これを変更する」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更する」と、第8条中「休館日を変更し」とあるのは「市長の承認を

得て休館日を変更し」と、第9条中「これを変更する」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更する」と、第14条中「市長は、規則」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」と、第15条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、別表第2-1 各施設の基本使用料の部備考第3項及び同表2 附属施設の基本使用料の部備考第2項中「特に」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て特に」とする。

(利用料金)

第22条の3 前条第1項の規定により文化センターの管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、市長は、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金は、別表第2に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(指定管理者の行為)

第22条の4 指定管理者は、あらかじめ市長に届け出て、文化センターの建物又は敷地において、物品の販売、飲食の提供、広告の掲示その他これらに類する行為をすることができる。

別表第1中「利用期間」を「使用期間」に、「利用する」を「使用する」に改める。

別表第2中「利用料金」を「使用料」に、「利用時間」を「使用時間」に、「利用区分」を「使用区分」に、「利用者」を「使用者」に、「指定管理者」を「市長」に、「利用する」を「使用する」に改め、「あらかじめ市長の承認を得て」を削る。